

JPAo002 株を利用して生産されたフィターゼに係る 食品健康影響評価について

1. 経緯

「JPAo002 株を利用して生産されたフィターゼ」については、平成 30 年 3 月 6 日付けでノボザイムズ ジャパン株式会社から組換え DNA 技術応用飼料添加物の安全性確認の申請があったことから、食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項の規定に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼するものである。

2. 評価依頼添加物の概要

本申請品目は、*Aspergillus oryzae* IFO4177 株を宿主として、フィターゼの生産効率を高めるため、*Citrobacter braakii* ATCC51113 株由来のフィターゼ遺伝子が導入された生産菌 *A. oryzae* JPAo002 株（以下「JPAo002 株」という。）によって生産されたフィターゼである。

なお、JPAo002 株は、抗生物質耐性マーカー遺伝子を有さない。

3. 利用目的及び利用方法

本申請品目は、従来のフィターゼと利用目的や利用方法に関して相違は無い。なお、フィターゼは飼料中に含まれるリンの利用効率を高めるため、豚用及び鶏用の飼料に添加して利用される。